

宿 泊 約 款

<適用範囲>

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとする。
2. 当館が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

<宿泊契約の申込み>

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

<宿泊契約の成立等>

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

<申込金の支払いを要しないこととする特約>

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

<施設における感染防止対策への協力の求め>

- 第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定による協力で求めることができます。

<宿泊契約締結の拒否>

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (5) 当館・スタッフ又は他の宿泊客に対し、暴力・脅迫・恐喝等の不当要求や迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (8) 天災・施設の故障・その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、暴力団員・暴力団関係団体又は関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (10) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

<宿泊客の契約解除権>

- 第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けず。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

<当館の契約解除権>

- 第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (3) 当館・スタッフ又は他の宿泊客に対し、暴力・脅迫・恐喝等の不当要求や迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (9) 宿泊客が暴力団員・暴力団関係団体又は関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

<宿泊の登録>

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名・年齢・住所・および連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券・クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

<客室の使用時間>

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に際することがあります。

<利用規則の遵守>

- 第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

<営業時間>

- 第11条 当館の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット等で、御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

<料金の支払い>

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによりします。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

<当館の責任>

- 第13条 当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

<契約した客室の提供ができないときの取扱い>

- 第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設をあっ旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

<寄託物等の取扱い>

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当館がその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお預けになった物品または現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

<宿泊客の手荷物または携帯品の保管>

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管致します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

<駐車場の責任>

- 第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

<宿泊客の責任>

- 第18条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

<別表第1> 宿泊料金の算定方法(第2条第1項および第12条第1項関係)

う べ き 総 額 支 払	項目		内訳
	宿泊料金	①	基本宿泊料 (室料+タ・朝食料)
	追加料金	②	追加飲食 (タ・朝食以外の飲食料およびその他の利用料)
税金		イ	消費税
		ロ	入湯税

備考 子供料金は小学生以下に適用し、食事、寝具、浴衣等を提供したときは別料金をいただきます。

<別表第2> 違約金(第6条第2項関係)

1. 通常期における違約金

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日													
	泊	日	日	前	日	日	前	前	前	前	前	前	前	前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%									
15名~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%								
31名~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	10%	10%					
101名以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%			

備考

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 違約金において、全ての宿泊日、または一部の宿泊日を取消した場合、取消した宿泊日全てに対して、前述の「別表第2」で記入した違約金が発生する。
3. 予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわらず、取消した人数に対して、前述の「別表第2」で記入した違約金が発生する。
2. 年末年始・その他特定日における違約金
年末年始・その他特定日において特別プランをお申し込みいただいた場合、前項の規程にかかわらず、そのプランに記載されたキャンセル規定に従って計算した金額を違約金として収受します。